

## 予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価書（案）の修正一覧

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
P. 4 I 1. ②	<p>3. 事務の内容(新型コロナウイルス)</p> <p>①、②略</p> <p>②接種券の再発行 住基の情報を基に、接種券を紛失等した者に対し予診票の再発行を行う。</p> <p>③予防接種記録の管理 医療機関等で予防接種を受けた区民の接種状況について、当該医療機関等から接種状況を記録した予診票を受理し、当該履歴をもとに接種記録をワクチン接種記録システム(VRS)へ入力・管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p> <p>④予防接種による健康被害の救済 上記 2⑧ 同内容</p>	<p>3. 事務の内容(新型コロナウイルス)</p> <p>①、②略</p> <p>③接種券の再発行 住基の情報を基に、接種券を紛失等した者に対し接種券の再発行を行う。</p> <p>④予防接種記録の管理 医療機関等で予防接種を受けた区民の接種状況について、当該医療機関等から接種状況を記録した予診票を受理し、当該履歴をもとに接種記録をワクチン接種記録システム(VRS)へ入力・管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p> <p>⑤予防接種による健康被害の救済 上記 2⑧ 同内容</p>	誤記による修正
P. 4 I 1. ②	(右の記載を追記)	⑥ <u>予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</u>	予防接種に関する事務の全項目評価書(案)作成後に、内閣官房から新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る特定個人情報保護評価書の見直しについてテンプレート(ひな型)が提供されたため、当該テンプレートの内容を追記した。(本理由による追記は、以下「接種証明書交付に係るテンプレート提供による追記」という。)
P. 6 I 2 システム4 ②	<p>3. 情報照会機能</p> <p>情報照会機能は、連携対象者の情報照会・情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p>	<p>3. 情報照会機能</p> <p>情報照会機能は、連携対象者の情報照会・情報提供受領(照会した情報の受領)・<u>新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会を行う機能。</u></p>	接種証明書交付に係るテンプレート提供による追記

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
P. 8 I (別添1)	(右の記載を追記)	● <u>新型コロナウイルス感染症予防接種証明書</u> の交付を行う際には、 <u>接種記録を照会し、旅券関係情報を入力、印刷する。</u>	接種証明書交付に係るテンプレート提供による追記
P. 10 II 3. ③	(右の記載を追記)	<u>新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付:</u> <u>(入手元)接種を行った本人等</u> <u>(入手頻度・時期)接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度</u> <u>(入手方法)紙</u>	接種証明書交付に係るテンプレート提供による追記
P. 11 II 3. ④	(右の記載を追記)	・ <u>新型コロナウイルス感染症予防接種証明書</u> の交付のため、 <u>接種者から交付申請があった場合のみ入手する。</u>	接種証明書交付に係るテンプレート提供による追記
P. 11 II 3. ⑤	・ワクチン接種記録システム(VRS)の使用に伴う個人番号の入手は、接種者からの同意を得て入手する。	・ <u>新型コロナウイルス感染症予防対策に係る</u> <u>予防接種事務において、当区への転入者から入手する場合は、接種者の同意を得て入手する。</u>	接種証明書交付に係るテンプレート提供による追記
P. 11 II 3. ⑤	(右の記載を追記)	・ <u>接種者からの接種証明書の交付申請に合</u> <u>せて本人から入手する。</u>	接種証明書交付に係るテンプレート提供による追記
P. 12 II 3. ⑧	(右の記載を追記)	・ <u>新型コロナウイルス感染症予防接種証明書</u> の交付の際、 <u>接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。</u>	接種証明書交付に係るテンプレート提供による追記
P. 20 II (別添2)	○ <u>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目</u> 1～12 略	○ <u>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目</u> 1～12 略 13 <u>ワクチン種類</u> 14 <u>製品名</u> 15 <u>旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)</u> 16 <u>証明書ID</u> 17 <u>証明書発行年月日</u>	接種証明書交付に係るテンプレート提供による追記
P. 21 III 2. 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	( <u>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置へ右の記載を追記</u> ) リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・ <u>新型コロナウイルス感染症予防接種証明書</u> の交付申請者からの <u>個人番号の入手</u> <u>接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</u>	接種証明書交付に係るテンプレート提供による追記

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
P. 24 III3. 特定個人情報 情報の使用 における その他の リスクに 対する措置	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置 ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの場面に限定している。 ・当区の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先市区町村に提供するために、個人番号を入手し、使用する。	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置 ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の <u>3つ</u> の場面に限定している。 ・当区の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先市区町村に提供するために、個人番号を入手し、使用する。 <u>・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。</u>	接種証明書交付に係るテンプレート提供による追記